

河津町保健福祉センター会議室等
新型コロナウイルス感染症対策に基づく施設利用基準

令和2年9月28日（改正）

令和3年1月15日（改正）

令和3年2月9日（改正）

河津町健康福祉課

令和3年2月15日より河津町保健福祉センターを使用する団体等は、以下の点に留意し使用するようお願いいたします。

なお、使用は静岡県内在住者に限らせていただきますのでご了承ください。

1 対象施設

施設区分	内容
保健福祉センター	ふれあいホール、教養娯楽室、調理実習室 生活指導室、相談室、ボランティア団体室

2 利用時の約束

基本 = 『全員マスク着用』 + 『最低1mは対人距離を確保』

（利用を控えていただく方）

- 利用者は、当日、自宅などで全員検温していただき、体温が平熱よりも高い方
- 発熱がなくても、風邪の諸症状がある人、体調の悪い人

（活動や行動を避ける内容）

- 会議・練習会・ミーティング及び1箇所に集中しての休憩など、集団が密集する行動
- 利用者相互が接触するような行為（運動・練習方法など）

（利用者の義務）

- 利用前・利用後には換気をし、使用中1時間毎に5分以上の換気
- 利用終了後及び帰宅後、必ず手洗い、うがいの励行
- 組織・団体でも不特定多数の方が利用する場合は、「利用者名簿」を作成し、管理者に求められた場合は提出すること

（保健福祉センター利用時の確認事項）

- 利用者はマスクを原則着用することとしますが、体調や状況に応じて、各自で判断してください。熱中症などにはくれぐれもご注意ください
- 入室時には玄関に設置してあるアルコール消毒薬により手指消毒を行うこと
- 施設利用時に出たごみは利用者にて持ち帰り処分すること
- 利用終了後は備え付けの施設用消毒薬にて利用した箇所、施設の消毒をお願いします

